



◆◆ 貸渡約款抜粋 ◆◆

1. 管理上、免許証のコピーを撮らせていただきます。
(ネットで予約され入力済みの場合はこの手続きはございません)
 2. 免許証提示していただいている方の運転限定です。
(運転される方全員の免許証のデータを貸渡前までにお伝えください。貸渡後には対応できません。)
 3. 燃料はおお客様負担となります。(満タン貸し出し、満タン返車にてお願い致します。)
尚、返却時に満タンでなかった場合、当社の規定料金を現金にてお支払いください。
 4. 車内禁煙(電子タバコも含む)
 5. 借受人は、使用前使用後に、車両点検をしなければならないものとします。
 6. 異常や故障を発見した場合は、運転を中止し当方に連絡の上指示に従ってください。
(宮古島385三ツ星レンタカー直通電話:080-5604-0385)
 7. 事故に遭われた時は、人命第一とし、救急の手配(119)や警察及び当方への連絡をお願いします。
相手のいない単独事故時でも必ず警察(0980-72-0110)へ連絡して事故処理をしてください
(ご自身が負傷した場合はもちろん、そうでない場合も医師に診てもらうことを推奨します)
 8. 弊社加入保険の御利用には、弊社に対し免責額5~10万円の負担が必要です。
(免責補償制度をご利用のお客様は上記免責額のお支払いが免除されます)
※但し、保険の保障範囲や保障限度額を超える損害については、お客様負担となります。
※自損事故(相手のいない単独事故)の場合、車両免責額への補償は適用されません
(車両保険の加入はございません。車の修理費は実費となります。)
 9. 万一の場合、保険の利用には保険会社が必要とする「事故証明書」など書類の提出も必要です。
 10. 万一修理の必要な事故などを起こされた場合、営業補償の一部として料金を頂きます。
(NOG:ノンオペレーションチャージ)※免責補償制度には含まれておりません。
- 自走して予定営業所へ返車された場合(自走可能)…20,000円
 - 自走できず予定営業所へ返車されなかった場合(自走不可)…50,000円
11. 貸渡し後、返車予定時刻を過ぎて返車になりそうな場合は、早めにご連絡下さい。

■ 補償されない主な内容 ■

- ・警察への届け出及び当方への連絡がなかった場合(含む無断示談)
- ・無謀運転事故(故意による事故など)
- ・無免許運転、酒酔い運転、禁止薬物使用中の運転によるもの
- ・貸渡契約の際、契約書に記載された方以外の方が運転して起こした事故
- ・事故が相手方の責任によるもの
- ・自損事故によるもの
 - ・貸渡時間の無断延長中の事故
 - ・お客様の過失によるタイヤの損傷、及びホイール破損時のタイヤ代、ホイール代修理交換費、車両移送費
(こちらの道路では一部穴が空いている場所等あります。避けて通過してください)
 - ・ホイールキャップ、付属品の損傷。紛失
 - ・車内の汚損(匂い等含む)
 - ・海や畑、冠水場所など車両が損傷すると思われる場所での走行
 - ・油種を間違えて給油された場合
 - ・その他お客様の使用、管理上の落ち度があった場合
- ・キーの紛失、水没等によるスマートキーの損傷(実費請求申し上げます)